

公 告

次の産業廃棄物埋立税の特別徴収義務者証票は、亡失の日以後は無効です。

広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則第 12 条第 2 項及び第 3 項により公告します。

令和 8 年 7 月 24 日

広島県知事 横 田 美 香

産業廃棄物埋立税特別徴収義務者証票

第 0 4 1 号

亡失年月日：令和 8 年 4 月 28 日